

訴 状

平成30年1月19日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 竹之内 智 哉

外13名

| | |
|------------|-------------------|
| 当事者の表示 | 別紙当事者目録のとおり |
| 原告訴訟代理人の表示 | 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり |
| 事件名 | 不当表示等差止請求事件 |
| 訴訟物の価額 | 160万円 |
| 貼用印紙の額 | 1万3000円 |

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙1対象となる表示記載の表示を行ってはならない。
 - 2 被告は、第三者をして、別紙1対象となる表示記載の表示を行わせてはならない。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成22年4月14日に、消費者契約法13条に基づき内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体である。

(2) 被告は、「FABIUS」の名称を用い、ウェブページにおいて別紙2のとおり
の広告を行っている株式会社である。

2 不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）に基づく 差止請求

(1) 景品表示法第30条第1項第2号

景品表示法第30条第1項第2号は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をするおそれがあるときは、適格消費者団体は、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防、有利誤認表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」と規定する。

(2) 有利誤認表示の禁止

景品表示法第30条第1項第2号によって差止請求することができる表示は、いわゆる有利誤認表示（景品表示法第5条第2号）である。

同号に規定する「価格その他の取引条件」とは、商品または役務の内容そのものを除いた取引に係る条件のことをいい、商品または役務の価格・料金の額のほか、数量、支払条件、取引に付随して提供される景品類、アフターサービスや、商品または役務本体に付属する各種の経済上の利益等、種々のものを幅広く含むと解されている。

(3) 被告の有利誤認表示

① 被告のウェブページの表示

被告のウェブページ（別紙2）には、以下の表示がなされている。

ア ラクトクコース

特典2 初回なんと2850円もお得！

特典3 安心！30日間返金保証！

“一定数に達し次第終了！”84%OFF

お申し込み最初の1ヶ月分、お1人様1回限り！

たっぷり1か月分30包がなんと

~~3,480円~~ ⇒ 630円税抜

すっきりフルーツ青汁

84%OFF ラクトクコースに申し込む！

イ ラクトクコース募集要項について

初回の1ヶ月は84%OFF（630円税抜）で送料無料！

ウ ラクトクコースについて

ご購入前に必ずご確認ください。

84%OFF! 630円（税抜）

エ ラクトクコースについて

ご購入前の注意事項（必ずご確認ください）

1回目 84%OFF!! 630円

(4)消費者が被告のフルーツ青汁を購入する手順

①被告の広告を見る

ホームページなどで下記の被告の広告が表示される。



広告は630円と表示され、4回に分割してフルーツ青汁が被告から送られてくることも、代金を4回に分けて支払うことも記載されていない。

消費者は、広告を見て630円ならお試しで購入してみようと申し込もうと考える。

広告をクリックすると、以下のページを含む被告のウェブページが表示される。

10人中7人リピート!あなたも実感してください!

初めての方限定!

3,980円

630円

30日間返金保証

日本製 | ダイエット専門家監修 | 健康食品

※1. 送料は別途。送料はVCF 送料別。 ※2. 4A ¥500 ※3. 送料別 ※4. 4月1日 - 7月31日 ※5. 申し込みから商品到着までの期間となります。

ラクトクコース

こんなにお得どしでしょうか?

はじめてすっきりフルーツ青汁をご購入の方限定の
とってもお得なプランです!!

特典1
全国どこでも送料無料で!

特典2
初回なんと2850円もお得!

特典3
安心! 30日間返金保証!

特典4
ラクトクコースならずっと
12%お得な3480円で毎月お届け!

※1. 送料は別途。送料はVCF 送料別。

※2. 4月1日 - 7月31日



“一定数に達し次第終了!”

84% OFF

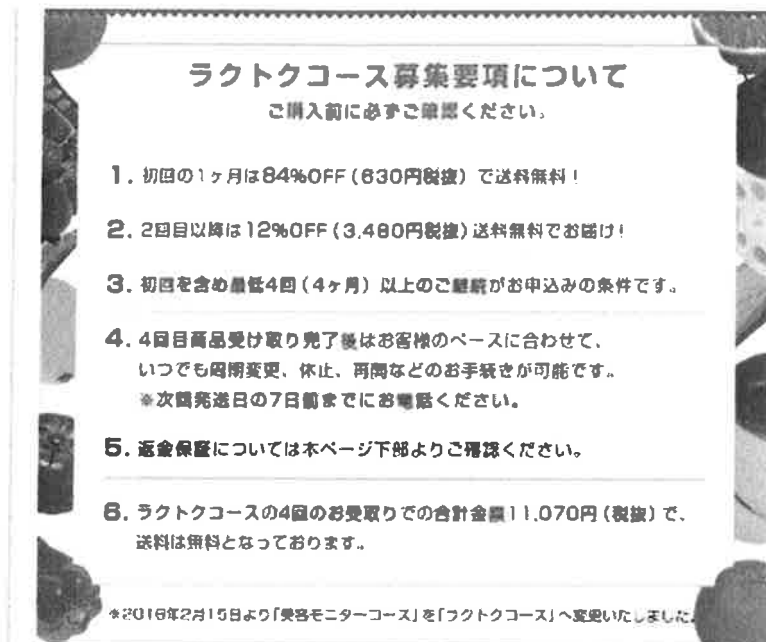
お申し込み当初の1ヶ月分、お1人様1回限り!
たっぷり1か月分30包がなんと

3,980円

630円
税抜

1箱1か月分30包入り(1包3g)

すっきりフルーツ青汁。
84% OFF
ラクトクコースに申し込む!



②消費者は青汁を申し込む

消費者は、上記の「すっきりフルーツ青汁 ラクトクコースに申し込む」のボタンを押す。

申込ボタンを拡大する。



③ご購入前の注意事項画面

消費者がボタンを押すと、「ラクトクコースについてご購入前の注意事項画面（必ずご確認ください）」に移動する。

**ラクトクコースについて
ご購入前の注意事項（必ずご確認ください）**

ラクトクコースは毎月自動でお届けする定期コースとなります。

1回目

84% OFF!! 630円 (税抜) **送料無料**

2,3,4回目

2ヶ月飲み残れず
25.3%が実現!

定期便割引!
12% OFF!! 3,480円 (税抜) **送料無料**

※初回を除き3ヶ月のご継続がお申込みの条件となります。

特別価格コースのため、途中解約はできません。ご了承のうえ、ご注文ください。

5回目以降

4ヶ月飲み残れず
96.2%が実現!

定期便割引!
12% OFF!! 3,480円 (税抜) **送料無料**

※5回目以降はお電話1つで休止・再開することができます。

※休止時は次回発送日の7日前までにお電話ください。

※その他ご不明な点はどうぞお気軽に0120-965-699までお問い合わせください。

ラクトクコースは初回が630円(税抜)で2回目以降は3,480円(税抜)となり、4回のお受取りでの合計金額11,070円(税抜)で、送料は無料となります。

「ラクトクコースについてご購入前の注意事項画面（必ずご確認ください）」の画面でも、1回目と2回目以降が分けて表示説明されており、大きな文字で1回目の価格、割引率が強調されている。

④申込

ご購入前の注意事項の画面の下に「ラクトクコースご注文フォーム画面」がある。消費者は必要事項を記入し、確認ボタンを押す。

ラクトクコースご注文フォーム

お客様の住所・ご連絡先や、ご希望の商品等を入力してください。

※お申し込みは12歳以上の方のみです
※11月31日迄

お名前 姓: 名:

ふりがな 姓: 名: (例)おにこる よしこ

電話番号 区: 局: 例: 012-3456

都道府県 (例)東京都(12)

住所1(市町村/街/町/丁目/番地) (例)〇〇市△△区□□街1-1
※必ず郵便番号を記入してください。

住所2(マンション名・号室) (例)〇〇マンション101号
※マンション名・号室の入力欄におご注意ください。

電話番号 - - (申請番号) 例: 03-1234-5678

Eメールアドレ (申請用番号: 例: support@ryokuban.jp
Eメールアドレスに誤りがあると、お客様にメールが届きません。今一度ご確認ください。

Eメールアドレス(確認) (申請用番号: 例: support@ryokuban.jp
Eメールアドレスに誤りがあると、お客様にメールが届きません。今一度ご確認ください。

性別 女性 男性

生年月日 年 月 日 (申請番号: 例)1985年1月29日

パスワード (申請用番号をご入力ください)

ご確認事項 本申し込みの場合、現地会場の申込をご利用いただけます。

⑤ 申込確認画面

申込確認画面では、下記のようなものである。



入力内容に間違いなければページ下のお申し込みボタンを押して確定してください。

お申し込み内容

| 商品名 | 価格(本体価格・税込) | 個数 | 金額 |
|--------------------------|-------------|------|------|
| すっぎりフルーツ青汁 ラクトコース 初回(月)分 | 680円 | 1個 | 680円 |
| 商品名 | | 商品合計 | 680円 |
| | | 送料 | 0円 |
| | | 合計 | 680円 |

ラクトコースは初回が680円(税込)で2回目以降は3,756円(税込)となり、4回のお受取りでの合計金額11,854円(税込)で、送料は無料となります。

お客様情報

| | |
|---------------------|---------------------|
| ■お名前 | 青汁 良子 |
| ■ふりがな | あおじる りょうこ |
| ■郵便番号 | 〒460-0002 |
| ■都道府県 | 愛知県 |
| ■住所1(市郡区/町・村・丁目・番地) | 名古屋市中区丸の内2-14-20 |
| ■住所2(マンション名・号室) | ザスクエア7階S7 |
| ■電話番号 | 052-223-1777 |
| ■メールアドレス | support@myfabius.jp |
| ■性別 | 女性 |
| ■生年月日 | 1985年12月31日 |
| ■パスワード | 1111 |
| ■ご確認事項 | |

お支払い方法

| | |
|---------|-----------|
| ■お支払い方法 | NP後払い wic |
|---------|-----------|

お申し込み内容を確定する

申込確認画面では、4回までは解約ができないことは表示されていない。

(5) 有利誤認表示となる理由

① 問題となる契約の性質（4ヶ月の1つの契約であること）

消費者と被告間で締結される、「ラクトクコース」と呼称されるフルーツ青汁購入契約（以下、「本契約」という。）は、当初4ヶ月間は、4ヶ月間のうちに1ヶ月ごとに4回のフルーツ青汁が被告から消費者に送付され、代金（以下、本契約における消費者が負う代金支払債務のことを「代金」と呼称する。）を1ヶ月ごと4回に分割して支払う契約である。5ヶ月目以降は毎月フルーツ青汁が被告から消費者に送付され、消費者は毎月代金を支払う、期限の定めのない契約である。

被告の「ラクトクコース募集要項について」第4項では、「初回を含め最低4回（4ヶ月）以上のご継続がお申し込みの条件です。」との記載があり、4ヶ月間の契約が申し込みの条件となっている。

また、被告の「ご利用規約」（甲1）第13条でも「ラクトクコースは4回（4ヶ月）以上のご継続をお約束頂く」との記載があり、4ヶ月間の契約が予定されている。

同規約13条では、「休止・解約をご希望の際は必ず4回目（4ヶ月目）の商品をお受け取りいただいたのち」と規定され、消費者は申し込みをしてから4ヶ月間は休止・解約をすることができず、4回目の商品を受け取った後、5ヶ月目以降しか休止・解約をすることができない。

以上の事実から、本契約は、当初の4ヶ月間は、1ヶ月ごとの4つの契約をまとめて締結したものではなく、4ヶ月分相当のフルーツ青

汁（4箱）について、4ヶ月間のうちに被告が4回に分けて1箱ずつ消費者に送付し、消費者は代金を4回に分割して被告に支払う1つの契約であるといえる。

② 1回だけの契約による支払いであるかのような表示

ア 初回だけを強調する表示

被告は、初回の支払い金額を630円として、他の回とは独立して表示するとともに、他の回の支払額とは異なる金額を強調している。また、初回の支払額の割引率を84%OFFと表示し、他の回とは異なる高額の割引率を強調している。

しかし、既に述べた通り、本契約は、購入代金を1万1070円（税別）とする1個の契約であり、初回の支払額のみ低額にする必要性も合理性もまったくない。また、上記6ページの「ラクトコースについてご購入前の注意事項（必ずご確認ください）」のとおり、初回分は、中途解約できないとする2回目から4回目の購入とは別の扱いをうけるかのような表示がなされている。

このような表示は、初回の1回だけが独立した個別の契約であり、初回購入後、2回目の購入については、購入しないことができると、消費者をして著しく有利であると誤認させる表示であるといえる。

イ 申込確認画面の表示

申込確認画面では、初回の支払金額のみが強調されて表示されており、4回までは、解約ができないことが表示されていない。つまり、この表示は、本契約の初回が独立した個別の契約であって、第2回目から第4回目を購入することなく、初回分のみを、表示される金額で購入できるかのように、消費者をして著しく有利であると誤認させるものである。

ウ 30日間返金保証の表示

30日間返金保証の表示は、初回の購入自体を実質的に取り消すという意味において、初回の購入を前提とする上記ア、イとは意味が異なるが、1回目の購入だけが返金を受けることができるかのように思わせる表示であり、このことは、上記ア、イと同様に、それ自体で、初回だけ独立して購入することができるかと誤認させる、あるいは、ア、イにおける初回だけ独立して購入できるという誤認を強化するものといえる。

- ③ 解約が許されない期間における商品代金の支払方法につき、当該期間の初回の支払金額を1回あたり平均支払金額より低額とする表示
ア 初回の支払金額を2回目以降の支払金額よりも強調した表示

本契約は、1個の契約の代金1万1070円（税抜）を4回に分割して支払うものである。初回の支払金額だけを1回当たりの平均支払金額（＝実質的な1箱あたりの代金）である2767.5円より著しく低額に設定し、安価である则表示することは意味がない。

消費者にとって重要なのは、ラクトクコースにすることによって支払わなければならない4ヶ月分の商品の代金総額や1ヶ月相当分（1箱分）あたりの代金であって、分割払いにおける各回の支払金額ではない。

それにもかかわらず、あえて、被告が、実質的な意味もないのに、初回の支払金額について平均支払金額より低額の設定を行っていることは、消費者をして著しく有利であると誤認させる表示であるといえる。

- イ 初回の支払金額と1個ずつ購入する場合の代金とを比較する表示

被告は、ラクトクコースの初回のフルーツ青汁の支払金額である630円について、「84%OFF」と表示している。

しかし、上記のとおり、途中の解約が許されない本契約は、4ヶ月

分（4箱）を購入する1個の契約であって、消費者は購入代金1万1070円（税抜）を4回に分割して支払うにすぎず、630円は単なる初回の「支払金額」であって、1ヶ月分（1箱分）あたりの「代金」ではない。

すなわち、被告の上記表示は、「分割払いにおける初回の支払金額」と「1ヶ月分（1箱）だけを購入する場合の代金」とを比較した割合を表示しているものであるが、前述のとおり、消費者にとって重要なのは、ラクトクコースにおける1ヶ月分（1箱）あたりの「代金」が、1ヶ月分（1箱）だけを購入する場合の「代金」と比べて有利なのかどうかである。

それにもかかわらず、被告が「初回の支払金額」にすぎない630円を「1ヶ月分（1箱）だけを購入する場合の代金」と比較した割合を表示しているのは、全く無意味なだけであり、消費者をして著しく有利であると誤認させる表示であるといえる。

③ 30日間返金保証の表示

ア 返金保証を受ける手続き

特定商取引法に基づく表記 | プライバシーポリシー | お問い合わせ | 返品・定期コースについて

FABIUS(ファビウス)
株式会社メディアハーツ
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-4
掲載の情報・画像など、全てのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。



Copyright(c) 2015 Media Hearts, Inc. All Rights Reserved.

ウェブページの最下部にある「返品・定期コース」のボタンを押す。ボタンを押すと、「返品・返金・定期コース休止について」と題する規約（甲4の1）が表示される。規約の「30日間返金保証申し込み

用紙ダウンロード」のボタンを押すと、申請の手順のページが表示される（甲4の2）。

規約の「30日間返金保証の適用について」にしたがって返金の手続きをすることになる。

手続きは以下のように行う必要がある。

- ①ウェブページから専用申込用紙をダウンロードする。
- ②必要事項を記入し、初回商品注文から30日以内にファックスで申し込む。
- ③被告から連絡をもらい返品を1週間以内に被告の指定した住所に返品する。
- ④返品は「商品・商品パッケージ・明細書」の3点すべてを返品しなければならない。
- ⑤返品の手送料は消費者の負担である。
- ⑥20日間は使用しなければならない。
- ⑦「返金」制度なので、一度、全額入金する必要がある。

被告は、「安心！30日間返金保証」と表示し、30日であれば返金できる旨の表示をしているものの、返金を受けるには以下のような問題点がある。

イ 問題点

① 返金制度とはいえないこと

被告のいう返金制度では、返品費用、返金にかかる振込手数料は顧客負担になっているが、初回代金が630円であることを考えると、返金額より手数料の方が多額になるため、消費者からみればそもそも返金とはいえない。

この点、いったん、1万1070円（税抜）全額を被告に送金

することを要求し、諸費用を除いた費用が返金されることを指して、返金制度と謳われている可能性があるが、一旦全額送金する必要性は認められず、不合理であり、これをもって返金制度というのは詭弁と言うほかない。

② 返金制度を実質的に困難にする諸手続の存在

上記のように本返金制度は、返金制度と呼ぶには不適切なものであるが、それを措くとしても、本返金制度には返金を困難たらしめる諸手続・諸条件が存在しており、返金保証と表示するのは不当である。

ア 商品、商品パッケージ、明細書を必ず揃えなければならず、明細書等を廃棄してしまった場合、返金保証を受けることができず厳しい条件になっている。

イ 20日間の使用を条件とすることは不合理である。

ウ 注文から30日以内にFAXで申請をする必要があるとしながら、返金を受けるには20日間の使用が条件であるため、申請期間内には土日もあるため、最大でも8日間、もっとも短く見積もると、6日間しか申請期間がない。

エ 注文は電子メールで受け付けるにもかかわらず、返金申請はウェブページからFAX用紙をダウンロードし、FAXで申請しなければならないほか、返品先は申請後に初めて被告から連絡された住所に返品しなければならないなど、注文時とは異なる手続等が必要となり、煩瑣である。

以上のような問題点を考えると、返金を受けることができないにもかかわらず、返金が受けられるかのように表示がされているといえる。

④ 被告の意図

消費者をして1回だけの契約であるかのように初回の支払額を強調する表

示，初回の支払金額を2回目以降あるいは1回ずつ購入する場合と比較し強調することを行う合理性と必要性がないこと，実質的に返金を受けることができないにもかかわらず返金保証と表示されていることは、被告が、消費者をして著しく有利であると誤認させる意図に基づいて表示を行っているものというほかない。

⑤ 小括

以上から，被告のウェブページの「630円」，「84%OFF」，「2850円もお得」，「30日間返金保証」等の各表示は景品表示法に規制されるいわゆる有利誤認表示に該当する。

3 差止請求権の行使

(1) 被告には有利誤認表示を現に行い又は行うおそれがあること

原告からの差し止め請求にもかかわらず，被告は，現在もウェブページでの表示を継続している。

(2) 41条書面の送付

原告は，被告に対し，平成29年11月28日，消費者契約法第41条に定める書面をもって，本件表示を行わないよう請求し，同書面は，同年11月29日，被告に到達した（甲3，4）。

4 結語

よって，原告は被告に対し，景品表示法第30条第1項第2号に基づき，被告が本件表示を行うこと，または，第三者をして本件表示を行うことを差し止めることを求めて本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証 | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28-2

原告 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
上記代表者理事 杉浦市郎

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-12-4

被告 株式会社メディアハーツ
上記代表者代表取締役 三崎 優太

原告訴訟代理人目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所

電話052-211-2236 FAX052-211-2237

原告訴訟代理人 弁護士 荻原典子

同 弁護士 青山玲弓

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-6-41

DDSビル6階 弁護士法人リブレ名古屋事務所

電話052-953-7885 FAX052-953-7884

同 弁護士 柘植直也

〒461-0001

名古屋市東区1-1-35

ハイエスト久屋2階 久屋大通法律事務所

電話052-961-3307 FAX052-961-3308

同 弁護士 伊藤陽児

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-11-5

カピス丸の内9階 つかさ法律事務所

電話052-219-8217 FAX052-219-8218

同 弁護士 鋤柄 司

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-2-7

丸の内弁護士ビル203号 牧野法律事務所

電話052-204-1260 FAX052-204-1261

同 弁護士 牧 野 一 樹

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-5-35

弁護士ビル801号 竹之内智哉法律事務所（送達場所）

電話052-955-8123 FAX052-955-8124

同 弁護士 竹之内 智 哉

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-15-34

第16KTビル6階 まどか総合法律事務所

電話052-253-8471 FAX052-951-7717

同 弁護士 西 森 由紀子

〒453-0832

名古屋市中村区乾出町2-7

正和ビル2階 なかむら公園前法律事務所

電話052-486-7388 FAX052-486-7389

同 弁護士 松 澤 良 人

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-8-10

ISH丸の内ビル7階 ゆい綜合法律事務所

電話052-959-5536 FAX052-959-5537

同 弁護士 平 野 憲 子

〒491-0842

愛知県一宮市公園通3-30-6

弁護士法人公園通法律事務所

電話0586-26-6266 FAX0586-26-6268

同 弁護士 武 川 真 弓

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-14-20

ザ・スクエア7階S7 アール・イー綜合法律事務所

電話052-223-1777 FAX052-223-1776

同 弁護士 岩 城 善 之

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1-2-11

ロマスビル5階 きしもと法律事務所

電話052-209-5526 FAX052-209-5527

同 弁護士 岸 本 博 道

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階 宮道佳男法律事務所

電話052-203-1090 FAX052-201-7429

同 弁護士 西 口 誠